# 平成25年第1回美幌町議会定例会会議録

平成25年3月7日開会平成25年3月19日閉会

平成25年 3月15日 第4号

#### 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名 (諸般の報告)

日程第 2 議案第11号から第66号

## 〇出席議員

江 新 鞍 峯 雄 君 2番 大 道男 君 1番 仁 3番 早 瀨 志 君 5番 中 嶋 すみ江 君 和 浩 君 晃 6番 松 浦 7番 上 杉 央 君 8番 尚 本 美代子 君 副議長 9番 坂 田 美栄子 君 10番 宗 像 密 琇 君 大 原 昇 君 11番 吉 博 幸 君 13番 橋 本 之 君 12番 住 博 夫 古 舘 繁 君 議 長14番

#### 〇欠席議員

〇地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

査 委 員 髙 木

# 〇地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

副 町 長 染 谷 良 君 長 場 美 生 部 馬 博 君 建設水道部長 磯 野 憲 君 会計管理者 君 鉛 木 元 春 総務主幹 利 明 君 高 崎 住民活動主幹 俊 夫 君 丸 Щ 政策主幹 武 田 孝 司 君 税務 主幹 大 平 雄 幸 君 児童支援主幹 佐 恵 君 藤 和 健康推進主幹 立. 花 八寿子 君 公 社 主 幹 広 島 学 君 商工観光主幹 小 室 秀 君 隆 建築主幹 佐 修 君 藤 病院総務主幹 本 美 典 君 橋 育 長 平 野 浩 君 司 学校教育主幹 藤 原 豪 君 社会教育主幹 守 君 小 西 スポーツ振興主幹 村 圭 君 選管事務局長 嶋 行 田 秀 君

監査委員室長

総務 部 長 平 井 雄 君 恵 君 経済 部 長 木 高 病院事務長 大 村 英 則 君 屋 君 事務連絡室長 糸 定 春 算 主 植 木 君 幹 恒 則 財務 主幹 矢 萩 君 浩 契約財産主幹 村 田 純 君 環境生活主幹 Ш 明 谷 弘 君 福 祉 主 上 君 幹 井 和 俊 農 政 主 幹 馬 憲 司 君 但 耕地林務主幹 伊 成 博 次 君 主 門 孝 建 設 幹 别 志 君 水道主幹 畠 雅 俊 君 澤 事務連絡室次長 男 君 篠 永 幸 教 育 部 佐 藤 庄 君 長 学校給食主幹 勇 君 石 田 文化ホール調整主幹 石 坂 聡 君

岩

田

憲

次

君

農委事務局長

# 〇議会事務局出席者

 事 務 局 長 浅 野 俊 伸 君
 次
 長 荒 井 紀光子 君

 議 事 係 長 水 上 修 一 君
 庶 務 係 長 那 須 清 二 君

## 午前10時00分 開議

#### ◎開議宣告

 O議長(古舘繁夫君)
 おはようございま

 す。

ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これから平成 25年第1回美幌町議会定例会第9日目の会 議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(古舘繁夫君) 日程第1 会議録署 名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の 規定により、9番坂田美栄子さん、10番宗 像密琇さんを指名します。

#### ◎諸般の報告

**○議長(古舘繁夫君)** 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から 報告させます。

**○事務局長(浅野俊伸君)** 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付 しております議事日程のとおりであります。 朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定 に基づく出席説明員につきましては、第1日 目と同様でありますので、御了承願います。

なお、大原昇議員、本日所用のため、遅参の旨、髙木監査委員、本日午前中欠席の旨、 土谷町長、公務のため、本日欠席の旨、それ ぞれ届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

# ◎日程第2 議案第11号から 議案第66号まで

○議長(古舘繁夫君) 日程第2 議案第1 1号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付 に関する事務の委託に関する規約の制定につ いてから議案第66号平成25年度美幌町病 院事業会計予算についてまでの56件を議題 とします。

疑問点等整理のために、暫時休憩します。 再開は、おおむね午後2時30分をめどと しておりますが、状況に応じて再開しますの で、御了承願います。

午前10時 2分 休憩

午後 3時14分 再開

**〇議長(古舘繁夫君)** 休憩前に引き続き、 会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申 請及び交付に関する事務の委託に関する規約 の制定について、質疑を許します。

12番吉住博幸さん。

○12番(吉住博幸君) この条例の表記の 仕方なのですが、新年度予算の予算のほうを 見ても、受託の費用で見ているのですよね。 現実、これは美幌町が受託する内容だと思い ますので、委託でいいのかどうかということ で、ちょっと私も思うところがあるものでよっと から、予算書はちゃんと受託費の数字も出と いうことで、私なりに委託という言葉と受託 という言葉をそれなりに調べたつもりもあり ますが、行政側の受けとめ方としては、中身からいって受託行為だと思っているところがありますので、御説明を願いたい。

〇議長(古舘繁夫君) 民生部長。

○民生部長(馬場博美君) ただいまの御質 間でございますけれども、基本的に、これに ついては地方自治法の252条の14第1項 の規定に基づいて、美幌町から見れば受託の 内容でございますけれども、道のこれまでの 規約に関する制定等を見ますと、委託という ことで処理させていただいていることで御理 解いただきたいというふうに思います。内容 については、美幌町が津別町から受託すると いった内容でございますので、御理解いただ

きたいと思います。

O議長(古舘繁夫君)12番吉住博幸さん。

○12番(吉住博幸君) そう言われたら、 これ以上、正直言って何もないのですが、私 はやっぱり誰が見てもわかりやすい言葉とい うのが妥当だろうと思うもので、そういう意 味も込めて、いま一度、仕方ないのだという 趣旨だと受けとめますが、もう一度お伺いし ておきたいと思います。

〇議長(古舘繁夫君) 民生部長。

○民生部長(馬場博美君) 議案の第11号 の206ページの美幌町と津別町の旅券交付 申請及び交付に関する事務の委託に関する規 約の制定の中で、先ほど御説明申し上げまし た地方自治法252条の14の第1項の中 で、内容の中で、美幌町が受託するというこ とで規定してございますので、御理解いただ きたいと思います。

 O議長(古舘繁夫君)
 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) これで、議案第11 号の質疑を終わります。

議案第12号美幌町パブリックコメント手 続条例の制定について、質疑を許します。

2番大江道男さん。

**〇2番(大江道男君)** この点につきまして、2点お聞きしたいと思います。

第1点目は、パブリックコメントは、そもそも一昨年、美幌町自治基本条例の素案の段階でパブリックコメントが始まったかなと。この様式といいますか、今日につながっているパブリックコメントという意味ではそのように認識をしておりますが、今回の手続条例の公布に当たって、過去1年余りのパブリックコメントの受け取りの踏まえた条例だというふうに思っておりますが、そのような認識でよろしいでしょうか。

〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) おっしゃるとおり、パブリックコメントは、自治基本条例の

条例を練っている段階で、こういう意見の公 募ということが出てきまして、先んじて、自 治基本条例ができる前から実施要綱をつく り、広く住民の意見を求めてきたということ でありまして、今まで各種条例、計画、既に 制定等をやってきておりますので、常に意見 の公募ということで、要綱を制定した後は全 てにおいて実施をしているという状況にあり ます。

〇議長(古舘繁夫君) 2番大江道男さん。 **〇2番(大江道男君)** そういたしますと、 私も自治基本条例の策定作業にかかわっても きたということで、少し調べてまいりまし た。平成22年12月29日から1月27日 まで受け付けた美幌町自治基本条例の素案を 第1号といたしまして、今日まで美幌町が公 表しておりますコメントの結果については1 9件ございます。そのうち、パブリックコメ ントをお寄せいただいたのは6件7名という ことで、パブリックコメントそのものはなか なか定着していないということを感じている のですが、多分これからもこのような形式 で、手続そのものはこの条例に基づいてやら れていくというように思うのですが、過去1 年間の経過を踏まえて、行政として、今回提 出するに当たって、何らかの思いがおありか なというふうに思うのですが、いかがでしょ う。

〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 確かにおっしゃるとおり、私どももパブリックコメント、ほとんどが1カ月間を設けた中でやっております。その中では、やはりどうしても意見は非常に少ないということを痛感をいたしております。条例あるいは計画をつくる段階では、それなりに重要な案件につきましては、その段階で既に住民の方々にも御参加をしていただいても、正式にこういった手続条例をつくった中でも、やはりどうしても意見が少ないということからして、当然、啓蒙等もさらには工夫を積み重ねて、広く御意見を賜りたいとい

うことを進めてまいりたいと思いますので、 御理解いただきたいと思います。

○議長(古舘繁夫君) 2番大江道男さん。 ○2番(大江道男君) そこで、二つ目の質問に入りたいと思うのですが、実は政策等の案の公表は第6条で示されております。パブリックコメント手続を実施しようとするときは、政策等の案とともに次に掲げる事項をあわせて公表するということで、内容が公表され、それに基づいて、その材料があるので、パブリックコメントが町民は参加できると、こんな形になっているかと思います。

そこで、今、一番新しいパブリックコメントの意見を募集している案件でいえば、一番新しいのは第3次美幌町行政改革大綱及び第5次美幌町行政改革実施計画になろうかと思います。町のインターネットの公になっているのがこれです。私は、たまたまインターネットで見ることができるので、案や関連資料はインターネットから出てくるのです。しかし、インターネットを持っていない人については、案関連資料の閲覧及び配付場合は担当のところに行かないと結局見れないという形になっていて、多分そのことが、なかなか案に対する意見を出したいけれども意見をなかなか出せないという仕組みがここにあるのではないかというように思っています。

それで、第6条そのものは間違っているとか、そういうことではもちろんないのですが、条例上の瑕疵は全然ないというように思うのですが、多分この1年間やってみて、なかなか応募がないという裏側に、町民と行政との間にちょっと遠いだろうというように思いますので、案は案として、条例案は条例案として、これはこれでよろしいというふうに思うのですが、このままだと、結局、必ずしも魂が入ったパブリックコメントの手続条例にはならないのではないかという危惧がございまして、何らかの対応が求められているというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 非常に難しい件だと思います。今おっしゃった、直近のでいえば行革の大綱、あるいは実施計画、それなりにボリュームもありますので、なかなかそれを配付するとか云々とかというのはなかなか難しいかなと思いますので、今はインターネット上で見れるようにということをやって関覧ができるようにということをやっ担当部署のみならず、もう少し、例えば公共施設の輪を広げていくというのも、また一つの方法かなとは思いますので、そういった、もっと意見を出しやすい環境をつくっていくことにつきましては、前向きに考えたいと思います。

〇議長(古舘繁夫君) 2番大江道男さん。 〇2番(大江道男君) 2項目めの二つ目と いうことで、これで終わりにいたしますが、 町内会館などは、利用されていないときは完 全に塞がっていますので、公共的な町民に近 い順番でいくと、なかなか公共的な場所、い つでも見れるというような場所が美幌町にお いても制限があるという中で、しかし、パブ リックコメント手続条例の町民の町政への参 加を推進し、もって町民との協働による開か れた町政への実現に資するという上では、こ の1年間の経過を踏まえますと、なかなかそ う簡単にいかないということを腹に置いて、 例えば、概要判をより広い場所で閲覧ができ る、より詳しく知りたい場合は御足労でも役 場の担当までおいでいただきたい的な改善が 求められているというふうに思いますので、 ぜひ、これは条例に魂を入れるという意味で 御検討いただければと思うのですが、いかが でしょうか。

〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) いろいろな手法をこれからアイディアを出して、今おっしゃったようなことで魂を入れると。つくっただけの制度ではなくて、実際に広く町民からの意見をいただき、それをどう反映するかというのは我々の仕事でもありますし、いろ

いろな制度の中では町民主体の制度なもので すから、それらについてはいろいろ工夫をし てまいりたいと思います。

**○議長(古舘繁夫君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) これで、議案第12 号の質疑を終わります。

議案第13号美幌町審議会等の会議の公開 に関する条例の制定について、質疑を許しま す。

2番大江道男さん。

**〇2番(大江道男君)** ここは1項目だけであります。

一つは、第3条と第7条の関係です。第3条では、会議は公開されるということで、公開されている会議を傍聴する者にとっては、一字一句というか、ニュアンスも含めて全部その情報を受け取ることができるのですが、第7条、会議録の作成と公開という段階で、従来は情報公開で会議録を求めた場合、審議会の委員の名前が黒塗りになる。それから、発言は要点筆記という形になっております。それで、微妙なニュアンスの違いも受けとめられない、あるいは誰が発言したかさえもわからないという状況になっております。

そこで、第3条で、会議は原則として、秘密会をあえて選ばれれば別ですけれども、そうでない場合は会議は公開されているということから、会議に傍聴ができない、そういう場合には発言者の名前の黒塗り、あるいは発言の要点筆記ではなくて、正確に会議録は作成されるものというふうに、条例上の精神からいってそう判断されるのですが、そう判断してよろでしょうか。

〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 3条は基本的な考え方で、会議は公開というのが原則ということで、ここが一番のやはり民意であります。そこで、7条の会議録の作成ということでありますので、ほとんどのものといったらおかしいですけれども、基本的にはもうオー

プンに当然するというのが基本なので、それ に向けて進めてまいりたいと思っておりま す。

○議長(古舘繁夫君) 2番大江道男さん。 ○2番(大江道男君) 黒塗りなど、あるい は極端な要点筆記にはならない、少なくと も、要点筆記の場合であったとしても、忠実 に会議録は作成されるというふうに受けとめ ます。

その上でなのですが、大事な審議会の場合は、傍聴できれば別ですけれども、そうでない場合は、情報公開の請求手続に従って1ページ20円の料金を払って手に入れるという状況になろうかと思いますが、公開という表現がありますので、あえて情報の請求行為、1ページ20円を払わなくても必要なというのですか、図書館を含めまして、町内の主要な場所では閲覧ができる、無料で見れるというようなところにつきましても、公開という点ではぜひ徹底していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。

○総務部長(平井雄二君) 閲覧につきましては、正規に基づく資料の作成ということではございませんので、閲覧につきましては、 そのような方向で考えたいと思います。

O議長(古舘繁夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(古舘繁夫君)** 質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号美幌町情報公開条例の一部を 改正する条例制定について、質疑を許しま す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号美幌町個人情報保護条例の一

部を改正する条例制定について、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号美幌町附属機関に関する条例 制定について、質疑を許します。

12番吉住博幸さん。

**〇12番(吉住博幸君)** 附属機関に関する ことについて、第2条と第3条に絡めて二、 三お聞きしたいと思います。

1点目は、諮問されて、その審議会等がその内容を調査したり、答申をすると思うのですが、任期という意味ではなくて、少なからずその項目の終えんをもって、その項目の、もちろん終えんですから、任から離れると解していいのか。任期があるからといって、答申はしておきながら、永遠に自分たちはそのものを扱っているというふうに捉えていいのか、あえてその点をお聞きしたい。

次に、この条文どおりだと私は思うのですが、執行機関が委嘱するというふうになっていますが、構成メンバーの中で、いやいや我々は町民から選ばれているのだという錯誤があった場合、どのような執行者は対応をとるのか、その2点について、まずお聞かせ願いたいと存じます。

#### 〇議長(古舘繁夫君) 副町長。

**○副町長(染谷 良君)** まず、附属機関の 任期といいますか、仕事上の任期だというこ とだと思いますが、これは自治法でもとにな る制度が、根拠法令があるわけでありますけ れども、その解釈の中では、附属機関として の答申を出した後、特に町長が何らかの要請 だとか、そういう本当に特殊な事情でありま すけれども、そういうことがない限りは、通 常は、その案件に対する任務は終了したもの という考えということでございます。

それから、この選ばれる関係ですね、町長 が選ぶということになっていますが、町民か ら選ばれるということはどういう意味でお尋ねになっているか、ちょっと定かではありませんけれども、町長は町民に選ばれている執行機関の長ということであれば、それは間接的には町民から選ばれたということになるでしょうし、このルール上の中では、町長が選任をするということになろうかと思います。

 O議長(古舘繁夫君)
 12番吉住博幸さん。

吉住議員、1問ずつ、済みません。

**〇12番(吉住博幸君)** 今からやっていきます。

1回目の1番目のことであります。あくまでも私は、全体の任期ということではなくて、諮問された項目の終わりの時期はいつだとお聞きしたつもりでいましたが、例えば、諮問された項目が、会期が何回あろうと、任期中に、出されたものの少なくとも答申した段階で私は終えんだと思っているものですから、そのところを、この1項目はまず御確認させてください。

#### 〇議長(古舘繁夫君) 副町長。

**○副町長(染谷 良君)** 基本的には、答申 が出された段階で任務は終了ということで、 そのとおりだというぐあいに思っておりま す。

O議長(古舘繁夫君) 12番吉住博幸さん。

○12番(吉住博幸君) 私は附属機関である以上、ある意味では、町長の、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、部下の部類だろうというような気がいたしています。これは私の感覚ですから。ですから、そういう意味では、私の言葉で言えば、町民から選ばれたのではなくて、その案件に関しては町長から、ちょっと専門的という言葉が適当かどうかわかりませんが、考え方を示せという部類の、そういう意味で、どちらかというき町民から委嘱を受けたというか、委託を受けたという感覚でいるのですけれども、その点を一度明らかにしていただきたいと

うことであります。いま一度お願いいたしま す。

- 〇議長(古舘繁夫君) 副町長。
- **○副町長(染谷 良君)** 町長から委嘱を受けて選任をされた機関ということでございます。
- O議長(古舘繁夫君)12番吉住博幸さん。
- ○12番(吉住博幸君) 今の問いかけの中で、さらに一つ項目をふやしたつもりでいます。それは、あえて答申した段階で終わりとすれば、もちろん町長がその活用において、参考意見と、こういう言い方はちょっと酷な言い方かもしれませんが、それが執行者において、答申を受けた内容を必ず実行するものではないと私は思っていますが、その辺の見解をお聞きしたいと存じます。これで終わりなものですから、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(古舘繁夫君) 副町長。
- 〇副町長(染谷 良君) 今、御質問、御質 疑いただいているように、お考え示されてお りますように、基本的にはそういう考えでよ ろしいかと思いますが、答申に縛られること は法的な拘束力はないということで御理解を いただきたいと思いますが、行政は生き物と 言われているように何があるかわかりませ ん。特別な事情が生じたり、あるいは緊急の 事態だとか、そういったことがない限りは、 やはり附属機関が設立された趣旨を考える と、やはりその出た答申には町長としては尊 重をしながら、そして総合的な判断をしなが ら、法的な拘束がないにしても、やはりそう いった姿勢というのは必要なのではないのか なと、このようにも考えているところでござ いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(古舘繁夫君) 2番大江道男さん。○2番(大江道男君) 第1条に限ると思いますが、御質問いたしたいと思います。

美幌町に、今回、附属機関に関する条例の 制定を、制定しようとする理由を聞かせてい ただきたいのですが、自治法138条の4第 3項、これは、ごく最近変わったというのではなくて、執行機関の附属機関というのは、224ページの附則の2に列挙しております各審議会等が突然降って湧いたように附属機関だよということになったわけではない。以前から附属機関である。しかし、しっかりと執行機関の附属機関なのだということを明確にしようという目的で、今回、美幌町附属機関に関する条例の制定をしようとされたというように解釈してよろしいのでしょうか。

といいますのは、数年前に、執行機関の附属機関から議会に対して、自分たちが決めたことに対して議会の意見を聞きたいという場面が再三ございまして、二元代表制をこれは大きく逸脱するものだというふうに、私は、あるいは同じように考える議員も多数おりまして、大変これは嘆かわしい事態であるというように思いました。行政も議会も両方統括した機関であれば別ですけれども、町長が任命し、町長の諮問に対して答申する。まさに執行機関の附属機関が、その範囲を乗り越えて行動されるというのは大変問題だという場面がございました。

それで、自治法の138条の4第3項、法律が制定された時点から基本的には変わっていないというように思うのですが、念のため確認したいと思います。

- 〇議長(古舘繁夫君) 副町長。
- ○副町長(染谷 良君) 附属機関の考え方については、ただいまお尋ねのあったとおりの見解であります。なかなかその辺が、附属機関という位置づけをはっきりとしていない機関もあったり、あるいは根拠になるものがどこにあるのかだとか、その辺の整理もとれていない部分もありましたので、それら全部整理をして、位置づけを明確にしたということで、特に附属機関の制度が変わって新たに設けたということでは決してございません。大江さんが御指摘のとおりでございますので、御理解をいただきたいと、このように思います。

そして、当然、附属機関の役割、趣旨、こ

れはやはり第三者に意見を聞く、あるいは調査を頼む、そして答えを求めるというのが主な職務とする機関でございます。したがって、先ほどからお答えしていますように、答申が出た段階で任務は終了ということで、そういう機関の位置づけ、任務、明確になっておりますので、そうした取り扱いを行ってもらうということで、今後も取り組んでいきたいと、このように考えております。

- 〇議長(古舘繁夫君) 総務部長。
- ○総務部長(平井雄二君) 若干、事務的な ことでつけ加えさせていただきますと、行政 実例でも、今、大江議員がおっしゃったよう な実例がございます。

今回、私ども条例を一括条例に移管した背 景には、提案の内容の説明でも申し上げまし たが、きちんと実態を調査、全委員会を調査 した中で、実態を把握をした中で、やはり附 属機関という性格を持っているものが実はご ざいましたので、その組織については附属機 関として位置づけるとともに、やはり明確化 をするということで、今まで一つ一つの附属 機関がそれぞれの条例を持っていましたけれ ども、そのことによっての弊害ということが 実は今まであったわけで、それが附属機関で あってみたり、附属機関ではなくて要綱が定 めてあってみたりというようなことがあった りして、行政実例の中でも自治法の138条 の4の規定による組織というのは、やはり相 当程度の組織化された形のものは法律または 条例によって設置すべきものということで、 これは条例により、あるいは法により規定を しなければならないと。そうしなければ、逆 に言うと法的に問題があると、そういう実態 があるのであれば、それはきちんと条例化な り、法律で定めるものは法律によって設置さ れておりますけれども、町のほうでは条例に よって位置づけるべきものということがござ います。

いろいろな組織の中では、執行機関の部局 内の、要するに我々職員による組織もござい ますが、これは附属機関になるものではござ いませんが、そうではなくて、外部の委員、 町民の方とか、あるいは有識者の方だとか、 こういった人たちが加わって組織化されると いうものにつきましては、やはりその設置に ついては自治法138条の4に基づく附属機 関として定めるべきであるという範例が出て おりますので、加えさせていただきたいと思 います。

〇議長(古舘繁夫君) 2番大江道男さん。 〇2番(大江道男君) 今回、附属機関に関 する条例を制定するというのは、当美幌町に とっては大変意義のあるものだというように 思います。ただし、自治法では明確に以前か ら執行機関の附属機関ですよという位置づけ をした上で、任命したり任務を配置している と。にもかかわらず、二元代表制そのものを 飛び越えて、みずからの答申が、例えば、議 会が否決する、そのことによって何だという ような行動が現に行われた。私は、ある執行 者に対して、これは完全に二元代表制を踏み にじるものであって、放置できないというふ うにお話しした時点もあります。しかし、そ の時点では、是正されないというような状況 が苦い体験として美幌町には存在しておりま す。

したがって、執行機関、首長などからの諮問に対して答申が出されて、その処理が終わった段階で附属機関のその部分の任務は達成されたものであり、執行機関に対応する議決機関としての議会に対して個人的にどう思うかは、それは別ですけれども、附属機関として、おかしいというような行動をとるようなことは今後一切あり得ないというふうに思うのですが、そう解釈してよろしいでしょうか。

- 〇議長(古舘繁夫君) 副町長。
- **○副町長(染谷 良君)** 制度上のことで、 制度上のことしか申し上げることはないので すが、そのとおりであると、このように考え ております。
- O議長(古舘繁夫君)
   ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 質疑なしと認めます。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号美幌町非常勤職員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 制定について、質疑を許します。

12番吉住博幸さん。

**〇12番(吉住博幸君)** 参考資料の25 ページを見ております。実は、この一覧表の中で、鳥獣被害対策実施隊員のことについてお聞かせ願いたいと思います。

この方々の隊員の任務というのは、有害駆除等の鳥獣に当たって、私物、銃、それから銃から発射される弾、現実、任務を遂行するためにこれがかかります。そういう意味で、改めて、この報酬というのは、その任務を遂行した上での日額なのか、いやいや簡単に言うと、体だけは日額のこの金額ですよと。俗に言う必要経費、銃の購入、その瞬間は購入とは言いませんけれども、全体を通した場合、維持、管理、登録、保険、もちろん弾代、そういうところの考え方をお聞かせ願えないでしょうか。

- 〇議長(古舘繁夫君) 経済部長。
- **〇経済部長(高木恵一君)** 鳥獣被害実施隊 の報酬につきましては、鳥獣被害の実施に伴いまして、その出動した日当ということでご ざいまして、これにかかります弾代でありますとか、保険料という部分については入って おりません。

以上でございます。

- O議長(古舘繁夫君) 12番吉住博幸さん。
- ○12番(吉住博幸君) 入っていないという意味は、二通りにとれると思います。この表では入っていないというお答えですから、そのとおり受けとめますが、見ないという意味の入っていないということなのか、必要な経費を別な枠で見るよという意味の、この表でいう入っていないなのか、それを明確にし

ていただきたい。

- 〇議長(古舘繁夫君) 経済部長。
- ○経済部長(高木恵一君) ハンターにかかります、ハンターというか、隊員にかかります保険料につきましては見ておりますけれども、あくまでも、ここでは出面の日当ということでございまして、弾代等については見ていないと。入っていないというのではなくて、見ていないということで御理解いただきたいと思います。
- 〇議長(古舘繁夫君) 経済部長。
- **〇経済部長(高木恵一君)** 弾代等につきましては、個人の負担ということでございます。
- O議長(古舘繁夫君) 12番吉住博幸さん。
- ○12番(吉住博幸君) 出動した後、今 言ったように、しつこいようであります。銃 を持って、弾も、それを遂行するために、今 何発とは言えないのですが、例えば、10発 撃っても20発撃っても自腹だよと。銃の、 あえて言えば、長きにわたってと、その瞬間 でなくて、修理代も払いませんよという答弁 として受けとめていいということですね。確 認ですから。
- 〇議長(古舘繁夫君) 経済部長。
- ○経済部長(高木恵一君) あくまでも出動したときの日当ということでございまして、出動して鳥獣を撃つ撃たないに関係なく、この日当については出面という部分だけでございまして、弾代等についてはあくまでも自己負担ということで御了解をいただきたいというふうに思います。
- **○議長(古舘繁夫君)** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(古舘繁夫君)** 質疑なしと認めます。

これで、議案第17号の質疑を終わります。

#### ◎延会の議決

〇議長(古舘繁夫君) お諮りします。

本日の会議は、これで延会としたいと思い ますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(古舘繁夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに 決定しました。

# ◎延会宣告

**○議長(古舘繁夫君)** 本日は、これで延会 します。

午後 3時57分 延会

美 幌 町 議 会 議 長

署名議員

署名議員